

中高一貫教育学校の教科書採択について

文部科学省は教科書採択が終了したあと、9月になると全国の都道府県教育委員会に対して「**教科書採択関係状況調査**」の報告をさせている。提出文書は「**第1部 採択事務処理調査**」(1～16号様式)と「**第2部 採択の公正確保調査**」(17号様式)からなる。その1号様式②が中高一貫教育学校にかかわるものである。

中高一貫教育学校とは

中高一貫教育学校とはどのようなものか。文部科学省のホームページ記載してあることをもとにまとめてみると中高一貫教育の実施形態には次の3つがある。

1：中等教育学校

一つの学校において一体的に中高一貫教育を行うもの

2：併設型の中学校・高等学校

高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの

3：連携型の中学校・高等学校

既存の市町村立中学校と都道府県立高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流等の面で連携を深める形で中高一貫教育を実施するもの

また設置者別では**公立**と**私立**と**国立**の3つとなる。

教科書採択において都道府県や市町村の教育委員会の会議に関わるものは、実施形態では**中等教育学校**と**併設型の中学校・高等学校**であり設置者では**公立**の場合となる。以下直接教育委員の会議が採択の決定の場となっている中高一貫教育学校についてみる。

「**平成19年4月までに設置**」された公立の学校は148校（内**中等教育学校**が17校、**併設型**が55校、**連携型**が76校）であり、

「**平成20年度以降設置予定**」は21校で

中等教育学校 茨城県、東京都3、神奈川県2、仙台市

併設型 岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都3、滋賀県2、大阪市

設置形態未定 秋田県、岐阜県

となっている。

1号様式②について

各都道府県教育委員会より文部科学省へ報告された「**平成17年度教科書採択関係状況調査**」の**1号様式②**は「**平成17年度 中等教育学校（前期課程）・併設型中高一貫教育学校の中学校**」についての報

告したもので、用紙の左半分が「**関係図**」、右半分が「**記載事項**」となっている。(参考資料1：教科書採択の関係図)

「**記載事項**」の1は「**都道府県に設置される選定審議会の役割について**」である。

この役割についてはほとんどの都道府県が(新潟県を除いて)、**(1) 選定基準(方針)の答申と(2) 選定資料の作成を役割**としている。

これは都道府県教育委員会が選定審議会の意見をきいて、市町村教育委員会などに対して「指導・助言・援助」を行うことに該当するのであるから、特に問題はないといえる。

中高一貫校教育校の教科書採択の最大の注目点は、形式的にはいちおう設置者の所管教育委員会が教科書を採択することになっているが、実質的にはどこの意向が尊重されているのかということであろう。一番悪いのは学校(教員)の意向は全く無視して採択してしまうという形である。

採択方法で学校からの意見聴取をしていないところ

1号様式の②での報告記載事項は

1. 選定審議会の役割 2. 調査研究について 3. 採択方法について

の3つについて調査しているが 採択の際の意向はどこのものを尊重しているのかは **3. 採択方法について** に表れている。

そこで採択方法で「**学校からの意見聴取をしていない**」ことになっているのは **東京(都)、新潟、京都市、岡山市、福山市、*愛媛**である。(参考資料2：1号様式②の整理表)

新潟は、**1、選定審議会の役割** で唯一「**中等教育学校にかかわる採択案の作成を行う(採択候補の選定)**」とある県である。この新潟県の選定審議会の委員の構成は1号委員(校長5人、教員2人)、2号委員(県教委関係2人、市町村教委関係5人)、3号委員(学識経験者4人)となっているので、審議会には学校・現場教員の意見が反映されるシステムとなっているといえる。

新潟……調査研究＝教育委員会内に調査員会議(指導主事等からなる)を設置

↓

選定＝県の選定審議会で採択案の作成

↓

採択＝教育委員会で選定審議会の答申をもとに決定

京都市……調査研究＝教育委員会内に教科書選定委員会(当該校の教員及び保護者、指導主事からなる)を設置

↓

答申＝市の教科書選定委員会

↓

採択＝教育委員会で選定委員会からの答申をもとに採択、決定

岡山市……調査研究＝当該校の教科担当教員

↓
選定＝当該校の選定委員会で選定資料を作成、教育委員会に提出

↓
採択＝岡山市教育委員会

岡山市の場合は最も望ましい学校単位の採択に実質的になっていると評価できる。

福山市……調査研究＝教育委員会に調査研究組織(当該校の教諭が調査員)

↓
**選定＝選定会議 (1. 中・高等学校の校長 2. 学識経験者 3. 生徒の保護者
4. 中・高等学校の教員 5. 教育委員会事務職員)**

↓
採択＝福山市教育委員会

愛媛……報告では(1)の「学校から採択に関わる意見を聴取している」というところに○印をつけているが、その説明で「現在使用している教科書の使用状況の聴取のみで、採択希望教科書の聴取は行なっていない」としている。ということは(2)の「学校からの意見は特に聴取していない」に該当することになる。「聴取していない」にもかかわらず、「聴取している」とごまかして回答していることもあり、実際どのようにして採択しているのかが不明となる。

愛媛の2号様式の「教科書採択事務の日程」によれば

- 7月13日 第2回選定審議会開催(答申)
- 7月19日 採択関係者への事務説明会(選定資料配布)
- 8月12日 臨時教育委員会(教科書採択について)
- 8月26日 定例教育委員会(採択)

となっており、記載事項の **調査研究について** では

教育委員、各教科担当指導主事等の参加による臨時教育委員会を開催し、選定審議会選定資料を参考にしながら、教科書の調査研究を行った。

とあるがこれは8月12日のことを指しているものであろう。とすると7月13日の第2回選定審議会の答申というのは、各採択地区などに指導・助言として送付する選定資料を確定するためのものであり、どの教科書がいいかを選び出すための選定審議会の審議は実施されなかったことになる。ということは8月26日の定例教育委員会において教育委員が審議(?)して採択したということになる。

東京都……調査研究＝検討委員会(教育委員会内に指導主事等からなる)

↓
答申＝都の選定審議会

↓
採択＝教育委員会で選定審議会からの答申をもとに決定

(答申は教育委員に送付されているが、実質的にはその選定されたもの(答申の順位)とは無関係に教育委員の「お好み投票」により決定されている)

以上から（２）**学校からの意見聴取をしない** ことになっている 6つの都県や市で、問題なのは**東京都と愛媛**ということになる。その理由は学校の意見を反映するシステムとなっていないことであり、適正な手続きで採択されていないことである。

（３）その他で 学校から採択に関わる意見聴取をすることになっていないところ

次に（３）**その他**となっている県で（１）**学校から採択に関わる意見聴取をすることになっていない**ところについて検討してみる。

秋田……システムとして「学校の採択希望理由を明記し、県教委に提出」

↓

県教委に設置した「県立中学校教科用図書委員会」で検討、指導・助言した上で希望案を作成

↓

希望案を教育委員会（公開）に提出し、審議・決定

群馬……中等教育学校の採択希望が聴取され、それを審査・決定。

埼玉……学校から２種の希望の提出（採択理由を明記）があつて、最終的に教育委員会で協議・採択

石川……教育委員会に採択のための調査研究組織が設置（学識経験者、保護者、学校関係者で構成する選定委員会）、そのもとに指導主事、学校の教員からなる調査会が設置されている。

そうした組織になっているから「**学校からの意見は十分に反映されていると考えている**」

和歌山……「**選定委員会のメンバーとして各学校長が入っているため、各学校の意見が反映される**」

香川……「**校長・保護者代表者からの教科書採択についての意見や要望等を聴いたうえで……決定**」

徳島……「**学校からの採択希望等を聴取した上で選定委員会の答申に基づき県教育委員会が主体的に採択を決定している**」とある。また教科書の調査研究は「**中学校に校長・教員からなる検討委員会を設置し構内で調査研究する**」となっている。

以上から（３）**その他**に入っているとはいえ、実質的には希望・意見が聴取されているので問題があるとはいえない。

学校意見の尊重

なお京都府は（３）**その他**で

「**学校から採択希望を聴取し審査を行なった上で、教育長の専決により採択を行い、採択結果を教育委員会へ報告している**」となっているが、この「**教育長の専決**」とは教育長が自分の好みのものを実質的に決めるというのではなく、「**採択希望**」のものを形式的に認めるというものである。

広島県でも2003年の県立中学校（中高一貫校）の採択の時、教育長が専決により採択がなされたが、それは実質的な採択権を意味するものではなかったことが明らかになっている。

広島県の「**第1回広島県教科用図書選定審議会議事録**」（平成17年4月4日）では次のように書かれています。

現在広島県では、市・郡単位で、24の採択地区を設定している。……その採択地区とは別に、国立や私立の学校は、それぞれの学校毎に教科書を採択することができる。併設型の中高一貫教

育校である県立広島中学校や福山市立福山中学校、広島市安佐北中学校は、学校毎に使う教科書を決めることができる。採択するのは、それぞれの設置者である教育委員会である。

要するに中高一貫校ではその学校が使う教科書を決めるのです。その決めたものの報告をうけて県の選定審議会が審議し、さらに教育委員会議で審議する。それで当該校が決定したものを承認し、教育長が専決（決済）するとなるのです。審議や専決で当該校が決めたものを覆すことはありえないのです。

学校が決めるのか、教育委員が決めるのかの違いが、文部科学省への報告（採択関係状況調査）様式をみただけでは明確ではない。しかし、多くの県では広島のようなシステムになっているものと思われる。

現在のシステムでは「採択するのはどこか」といえばどこでも教育委員会議（設置者）となる。しかし、「この教科書を使用したい」と決めるのは当該校（教員）なのか、そうでないのかこそ重大なことである。